

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【公開番号】特開2019-99161(P2019-99161A)

【公開日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2017-228108(P2017-228108)

【国際特許分類】

B 6 5 D 43/10 (2006.01)

B 6 5 D 1/34 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 43/10

B 6 5 D 1/34

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月19日(2020.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器本体と蓋体からなる包装用容器であって、

前記容器本体は、

底面と、

この底面の周囲から立ち上がる壁面と、

この壁面に対して外側に向けた蓋体嵌合用フランジ部と、

この蓋体嵌合用フランジ部から垂直方向には周壁が立下がっており、

前記蓋体嵌合用フランジ部から延長して設けられる容器側逆テープ面と、

前記周壁の下端部からは前記容器本体の外周の一部から外側に向かって膨出する受け片とを有し、

前記蓋体は、

天板と、

この天板の周縁から下向きに連続する蓋体壁と、

この蓋体壁の下縁部から外側に向けて拡開する蓋体フランジ部と、

この蓋体フランジ部から延長して設けられる蓋体逆テープ面と、

前記蓋体の外周の一部には前記受け片に対応する摘み部とを有し、

前記受け片は、

前記摘み部の外周よりも大きい外周で上下方向に屈曲可能なものであり、

さらにこの受け片は、

前記摘み部に対応する平面と、

当該平面の外周部の容器本体の外周縁を除いた部分の内側の一部分で、且つ、前記摘み部の外周よりも外側に前記摘み部の厚さよりも高い突状部を有し、

前記摘み部の平面には、微細な凹凸が形成された凹凸領域を有するものであり、

前記蓋体逆テープ面の深さを前記容器本体の逆テープ面の深さに対応させ、

前記突状部は、

前記容器本体の前記周壁の前記下端部を除く前記平面に前記摘み部の外周に沿って形成されて、前記受け片を前記周壁の前記下端部に沿って変形可能とした、

ことを特徴とする包装用容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上述した目的を達成するために本発明では、容器本体と蓋体からなる包装用容器であつて、前記容器本体は、底面と、この底面の周囲から立ち上がる壁面と、この壁面に対して外側に向けた蓋体嵌合用フランジ部と、この蓋体嵌合用フランジ部から垂直方向には周壁が立下がっており、前記蓋体嵌合用フランジ部から延長して設けられる容器側逆テープ面と、前記周壁の下端部からは前記容器本体の外周の一部から外側に向かって膨出する受け片とを有し、前記蓋体は、天板と、この天板の周縁から下向きに連続する蓋体壁と、この蓋体壁の下縁部から外側に向けて拡開する蓋体フランジ部と、この蓋体フランジ部から延長して設けられる蓋体逆テープ面と、前記蓋体の外周の一部には前記受け片に対応する摘み部とを有し、前記受け片は、前記摘み部の外周よりも大きい外周で上下方向に屈曲可能なものであり、さらにこの受け片は、前記摘み部に対応する平面と、当該平面の外周部の容器本体の外周縁を除いた部分の内側の一部分で、且つ、前記摘み部の外周よりも外側に前記摘み部の厚さよりも高い突状部を有し、前記摘み部の平面には、微細な凹凸が形成された凹凸領域を有するものであり、前記蓋体逆テープ面の深さを前記容器本体の逆テープ面の深さに対応させ、前記突状部は、前記容器本体の前記周壁の前記下端部を除く前記平面に前記摘み部の外周に沿って形成されて、前記受け片を前記周壁の前記下端部に沿って変形可能とするという手段を用いる。